

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会 第136回定例会・会議録

日 時 平成26年10月1日(水) 18:30～20:55
場 所 柏崎原子力広報センター 2F研修室
出席委員 浅賀、新野、石坂、川口、桑原、佐藤、三宮、高桑、高橋(武)、
高橋(優)、竹内、武本(和)、武本(昌)、千原、徳永、内藤、中原、
前田、吉野

以上 19名

欠席委員 加納委員

以上 1名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会 原子力規制庁
柏崎刈羽原子力規制事務所 内藤所長 山崎原子力防災専門官
北村原子力防災専門官
平田原子力防災専門官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 橋場所長
新潟県 井内原子力安全対策課長補佐 今井主任
柏崎市 小黒防災・原子力課長 関矢課長代理 村山主任
若月主任 樋口主査
刈羽村 太田総務課長 山崎総務課主任
東京電力(株) 横村所長 長野副所長
宮田原子力安全センター所長
西田リスクコミュニケーター
室星防災安全部長
武田土木・建築担当
杉山地域共生総括 GM
中林地域共生総括 G
徳増地域共生総括 G
(本店) 伊藤立地地域部長
佐藤リスクコミュニケーター
ライター 吉川
柏崎原子力広報センター 須田業務執行理事 石黒主事
柴野職員 品田職員

◎事務局

それではお疲れさまでございます。よろしくお願いいたします。まず最初ですが、この研修室の東側にレコーダーがありました。事務局で預かっておりますので忘れ物がある方は申し出ていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。報道関係の方でもしありましたら事務局へお申し出ください。

それでは始まります前にお配りしました資料の確認をさせていただきたいと思います。最初に、10月5、6日の女川原子力発電所視察の資料であります。本日説明がありますが、「女川原子力発電所の安全性向上に向けた取組み」、それから冊子であります、「東北電力NOW」を配置させていただきました。よろしくお願いいたします。次に同じく委員様だけに配布しております。小さい紙で「質問・意見等お寄せください」であります。

次に、「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第136回定例会次第」であります。それから原子力規制庁、地域の会第136回定例会資料であります。順次こちらはクリップ止めになっておりますので、まず最初、「原子力防災体制の充実強化に伴う組織の見直しについて（案）」であります。次に資料1別添2であります。「災害対策基本法の一部を改正する法律案」であります。次に資料の1別添3であります。「安全文化醸成をはじめとした安全性向上に関する取組みに係る意見交換の場への参加について（依頼）」であります。次に資料1別添4であります。「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の保安検査結果について（速報）」であります。次に資料2「原子力規制庁の主な対応（9月3日以降）」であります。次に資料3、「放射線モニタリング情報」であります。次に新潟県の資料であります。新潟県防災局原子力安全対策課、「前回定例会（9月3日以降）の行政の動き」になります。同じく新潟県報道資料であります。次に裏面がありますので表面だけ説明させていただきます。平成26年10月1日新潟県防災局原子力安全対策課、「平成26年度新潟県原子力防災訓練の概要」であります。同じく「地域防災計画等における防災訓練に関する定め」であります。次に「避難時間推計シミュレーション上の人口、車両台数」であります。新潟県の資料は以上でございます。

次に資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所「前回定例会（9月3日以降）の主な動き」であります。次に地域の会事務局資料、「委員質問・意見等」であります。

次に、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所「第136回地域の会定例会資料」であります。ホチキス止めになっておりますのでこの部分は省略させていただきます。A3横長の資料であります。同じく東京電力の資料であります。「廃炉・汚染水対策の概要」であります。次に東京電力株式会社「委員ご質問への回答」であります。以上であります。

不足等がありましたら事務局へお申し出願いたいと思います。よろしいでしょうか。

注意事項であります。携帯電話はスイッチをお切りいただくかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。傍聴の方、プレスの方で録音される場合はチャンネル4のグループ以外をお使いいただき自席でお願いいたします。また報道関係取材につきましても会の進行の妨げとならないようご配慮をお願いいたします。委員の皆さまとオブザーバーの方はマイクをお使いになる時はスイッチをオンとオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、第136回定例会を開催させていただきます。会長さんから進行をお願いいたします。

◎新野議長

はい、ありがとうございます。ではこれから136回の定例会を開かせていただきます。10月に入ってしまいましたけど、私たちも10月には視察が控えていましたし、先月は国内ではたくさんの災害がありまして、厳しい時代だなというのを皆さんと一緒に感じているんだろうと思います。

今日は視察に行くにあたりまして、東北電力さんの会社のあらましとか、東北の状況というのが私たち新潟と少し違うんじゃないかということで、お邪魔する前に何が違うんだろうということを少し感じて行ったほうが、よりわかりやすい視察になるのではないかとということで、何かご提案ありますかと申し上げましたら、早速東北電力さんからまとめていただきまして20分程度のことなんですが、事前のあらましをご紹介いただくことになりました。質疑は基本的には入りませんが確認的な短いやりとりはもし必要ならば入れさせていただきますが、今日もちょっとタイトなのでできましたら質問は、女川でできる質問は先送りにしていただいて、事実の確認だけちょっとわかりにくかったというところの確認事項があれば手を挙げていただければと思います。

流れからして、いつもは前回からの動きで始まるんですが途中で後半の流れをとぎらないために、今日は東北電力さんのご説明を先にさせていただくことをお願いしていますのでよろしく願いいたします。東北電力の五十嵐さんからご説明いただきます。よろしく願いいたします。

◎五十嵐副所長（東北電力柏崎営業所）

皆さんこんばんは。東北電力の柏崎営業所の五十嵐と申します。

本当に皆さんから日々電力事業に対しましてご協力いただいておりますことを冒頭、感謝申し上げたいと思います。またこの度、女川原子力発電所の見学の機会を設けていただき重ねて感謝申し上げたいなというふうに思っております。

本日今ほど新野会長からお話がありましてお入り女川の見学をいただく前に、当日欠席をされる方もおられるということ、また11月にはその報告もするという事をお聞きしましたのでその見学を有意義にさせていただくため、また欠席者の方々にも概要等を知っていただきたいという思いで事務局、あるいは会長さんに取り計らいをいただいて説明させていただくことになりました。私からはいただいた時間が20分くらいでございますので最初に「女川原子力発電所の安全性向上に向けた取組み」について見学の際に発電所で流しているDVDがございます。これが13分程度ありますのでまずこれを見ていただいて私どものこれまでの取組みをご確認いただければというふうに思います。その後、重複しないように資料に基づいて若干補足説明をさせていただきたいと思っております。では座らせていただきます。それでは、DVDをご視聴ください。

— DVD 上映 —

◎五十嵐副所長（東北電力柏崎営業所）

ありがとうございます。それではお配りした資料で若干の補足説明をさせていただきます。最初に資料3を見ていただきたいと思っております。東北電力の電気につ

いてお伝えをさせていただいております。先ほどのビデオにありましたとおり、原子力発電所は女川というところにあるんですけれども、私どもの東北電力というところをもう一度皆さんからご認識いただくために資料を用意してございます。

日本には10個の電力会社がありますが、当社は東北6県と新潟県を含めた7県にお住まいの皆様に電気をお届けをするということになっております。面積だと日本全体の五分之一、21%ということになりますが、人口は9%というようなことになります。広大なところに供給をしているということでもあります。東京電力さんと比較をしますと今年の夏の最大電力でいいますと私どもは、1,360万kwであります。東京電力さんが4,980万kwくらいでしたので3割弱の会社だというふうに思っていただければと思います。概ね販売電力についてもおおよそ3割弱というような規模になっております。

そういった中で発電設備、原子力、水力、火力とあるわけですけれども、1,777万程度の発電設備を利用しながら皆さんに電気を供給しているというところでご理解いただきたいと思います。

右側に当社の電源構成比ということで発電電力量をお示ししてございます。震災前について上のほうに書いてありますけれども、火力が59%、水力が13%、原子力が26%というようなことでありましたけれども、原子力が今止まっておりますので2013年度であります、火力が83%ということで大概のところを火力に頼っている状況だということでもあります。新エネルギーについても4%程度ありますけれども当社は地熱が20万kw強ございます。それらを含めてということでみていただければと思います。

戻って恐縮ですけれども、資料の2ページを見ていただきたいと思います。女川原子力発電所の概要ということで記載をしております。先ほどお話しをさせていただいておりますが、発電所の全景を上空から撮った写真でございます。発電所は太平洋側、宮城県の牡鹿半島に位置しております、敷地面積は51万平方m、ディズニーランドでいうと3個分ということになります。敷地の左手、山手側に1号機、2号機、そして右側に3号機、3基の原子炉がございまして、また、女川原子力PRセンター、先ほど避難されてきたということがご紹介ありましたけれども、これは左側の山の上にあります。女川原子力発電所は合計出力3基で217万4千kwということで宮城県内の1年間に使用されているのと同じような出力となります。新潟県の最大は一時は350万kwを越えていることもありましたが、現在は300万kwちょっとというようなことになっておりますので、新潟でいうと三分の二くらいを賄う電気の量だということになります。

それから設備の概要を見ていただきたいと思います。東電さんの柏崎刈羽発電所に比べて出力が小さいなというように思われる方もいると思います。電気の出力というのは、需要と供給の関係もございまして、どういうふうにするかということを決めるものでございまして、先ほどの話しをさせていただいたとおり私どもは最大で1,360だと。そういった需要のところも想定をしながらあまり過度に大きいものを造ると変動したりした時に対応ができないということもありますので1号機が52万、2号機、3号機が82万という出力になっているということもご承知おきいただければと思っております。

資料4以降でありますけれども、先ほど話をさせていただいたものと重複をしますので

みていただければというふうに思います。そして後ろのほうにいて、資料が付けてございます。参考資料の一番上、発電所は無傷ではございませんでしたということで記載をさせていただいています。止める、冷やす、閉じ込めるというものをしっかりと機能をして停止した状況ではあるんですけども、震災によって発電所も無傷ではありませんでしたということで記載をさせていただきました。地震によって1号機の高圧電源盤というところが地震の揺れでショートして火災になっておりますし、港湾部に重要なものを置かないというようなこととお話しがありましたけれども、港湾部のところに1号機に重油の貯蔵タンクがありましてそれが倒壊したというようなこともあります。それから次の資料のところで海水の流入ということもありまして、これは2号機なんですけれども潮位計を後付したところから津波の圧力で海水が流入して結果的に原子炉の補助建屋の下に配管を通じて浸水をしたということで機器の冷却水ポンプが使えなくなったというようなことがございました。こういったことを踏まえて今現在しっかりと対応策を取ってというところもお話しをしていきたいと思っております。

そんな話しをさせていただいたところで時間がきてしまいましたけれども、皆さんからは10月5日ご見学をいただく予定になっております。5日は先ほどお話しがありましたとおり、女川町の中心部を被害の状況と復興の状況等を確認いただきたいというふうに思っております。女川町の行政の中で1万人の人口のなかで827人の方が亡くなっているというようなことで甚大な被害を受けたところでもございますけれども、そういった状況をご確認をいただきながら今どんなことを復興のことでやっているのかというようなことを実際に見ていただければと思っております。

翌日には朝から女川に向かっていただきますけれども、宿泊場所から1時間程度かかります。それから先ほど牡鹿半島の先だという話しをさせていただきましたけれども道中、道が大変狭くくねくねしている状況でありますので車酔いをされる方もいらっしゃいます。本来ならば車の中でさせていただきますんですけどもそういったこともありまして、今日無理を言って時間を取っていただいたというところでございますので参考にさせていただきながら皆さんのご見学は有意義になりますことをご祈念差し上げていきたいと思っております。簡単ではありますが時間もなりますので私からの説明にさせていただきます。よろしくお願ひします。

◎新野議長

ありがとうございます。特に何か確認ということもなかつたろうと思っておりますがよろしいでしょうか。もう間近なんですけど、5日の朝に出発するわけですけど、今日いただいた資料がもしお目通しいただける時間があれば見ていただきたいのと、8月にもうお預かりしていて9月の定例会で配らせていただいた、「ひろば」も東北電力さんから配っていただいたんですが皆さんの質問の中に、回答に近いものがこの中に結構入っているということですので、読み始めれば20分くらいの中身だと伺っていますし、お目通しいただければと思っております。今日はありがとうございます。

続きまして(2)に移らせていただきます。「前回からの動き」というのを本来なら冒頭でやるんですけど、今日は先ほどのご説明のとおり2番手に入っています。傍聴の方も初めての方がおいでになるかも知れませんが、私どものこの「前回からの動き」の中身も過去の十何年かさせていただいている中の、全般ではたぶん1年分くらいの内容

がここに入ってくるくらいの濃いお話を毎月聞いているわけですが、私たちにすると日常からするととてつもなく大きな情報をいただくんですが、なかなかそれが消化ができませんので、またそういう目でもご覧いただいたり私どもが何とかそれに対峙しているという姿も見ていただければと思いますのでよろしくお願いたします。それでは、東京電力さんからお願いいたします。

◎長野副所長（東京電力）

それでは、東京電力長野から報告をいたします。お手元の資料をご覧いただきたいと思ひます。

まず、不適合関係でございますが、公表区分のⅢが1件ありました。内容は4号機、残留熱除去系電動弁の不具合についてでございます。2ページに概要、3ページに概略図がありますのでご覧いただきたいと思ひます。

まず、2ページの中段に残留熱除去系とは何かということで注釈がございます。※印の1ということでございますが。原子炉停止したあとの燃料の崩壊熱の除去や非常時に原子炉水を維持するために原子炉へ給水する系統でありまして安全上重要な設備でございます。右の概略図を見ていただくとA、B、Cと3系統ありまして多重化されている設備でございますが、今回の不具合はA系統の電動弁。図でいうと図の左上、当該弁ということで丸点線で囲った部分の弁でございます。

定例の開閉試験を行ったところ、電動弁のほうに通常よりも多くの電流が流れるという警報が出たというものでございます。

2ページに戻っていただいて、2ページの下に対処状況ということでございますが、事象発生後調査の結果、弁そのものには異常はなかったということでございますので、現在は電気系統等原因調査を行っている状況でございます。しっかり原因調査を行いまして再発防止に努めてまいります。

次に5ページをご覧いただきたいと思ひます。文字ばかりのページですが、1号機が来年の9月に運転開始から30年ということになります。法律に基づいて高経年化技術評価を行いまして、今後の長期の保守管理方針をまとめまして保安規定の変更を申請しているということでございます。内容についてはご説明いたしません。7ページ、8ページに概略をまとめてございますので後ほどご覧いただければと思ひます。

次に13ページをご覧いただきたいと思ひます。今年の夏の電力需給の概要ということでお知らせをしております。一言でいえばお客様の節電へのご協力等により、電力の安定供給を果たすことができたという状況でございます。

15ページの下に棒グラフがありますのでご覧いただきたいと思ひます。震災前の2010年と今年の最大電力発生日の需給状況となります。kwの表でございますが、右のグラフが今年でございます。左との違いはもちろん原子力がないというのがあるんですが、赤い色が太陽光でございます。最大電力が出た日ですので天気が非常に良かったということで、太陽光も戦力となっておりますが、ご覧いただいてわかるとおり供給力のほとんどは火力によるものであることがおわかりいただけるかと思ひます。kwのグラフですのでkwhでいうとさらに火力の比率は高く、25年度実績では95%が火力であったということでございます。頼みの綱の火力でございますが、ご承知のとおり燃料はほとんど輸入でございます。その多くが政情の不安定な中東に依存していること、

それから火力発電所の約3割となりましたが運転開始から40年を経過した経年火力であるということ等から、電力の安定供給というのは今後も決して楽観を許す状況でないというのが現状でございます。本資料の説明は以上でございます。

次に資料は特にはないんですが、毎月ご報告しております追加の地質調査の状況でございます。現地の作業ですが、刈羽村の寺尾地区のトレンチ調査、ボーリング、それから敷地内では荒浜側の立坑調査を引き続き実施をしているという状況でございます。全体としてはもうしばらく時間を要する状況でございますが、評価がまとまりましたら規制庁規制委員会に報告した後、当会でもご説明をさせていただければと考えております。

次に福島第一の状況についてもご報告いたします。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力）

東京電力の佐藤でございます。福島第一の状況につきましてご説明いたします。A3横長の大きな紙をご覧ください。

まず1枚目ですけれど、「廃炉・汚染水対策の概要」というところに作業ステップがございます。こちら1号機、2号機、3号機、4号機、このような作業ステップの状況にあるということですが、それぞれの号機につきましては、個別の作業については進捗しておりますけれども、大きな括りでは先月から変更ございません。右側に写真がございますけれども4号機の使用済燃料プールからの燃料取り出しにつきましては、一時天井クレーンの点検のために中断しておりましたが先月の中旬から取り出し作業を再開しております。

それではめくっていただきまして裏のページ、中長期ロードマップの進捗状況、こちらをご説明いたします。

全体の概要ですけれども上のほうに記載がございますように、1～3号機の原子炉と格納容器の温度、これにつきましては約25度から45度ということで安定的に推移しております、冷温停止状態を維持しているというふうに判断しております。

それから被ばく線量につきましては自然放射線による被ばく線量、これは日本では1年間にだいたい2.1ミリシーベルトになるんですけれども、原子炉建屋から放出されています放射性物質による敷地境界での被ばく線量は、0.03ミリシーベルトというふうに評価しております。

次に個別のアイテムについてご紹介いたします。左上ですけれども増設多核種除去設備（ALPS）についてです。現在、通常のALPSにつきましては3系統を使いまして今現在、浄化処理をしているところです。これに加えまして今回増設ALPSをA、B、Cの3系統で設置いたしまして、そのうちA系統につきましては9月17日から試験運転を始めております。ここの記載はちょっと古いんですけれども、その後B系統が9月27日から試験運転を始めております。残りのC系統につきましては、今月の中旬から運転を始める予定にしております。

その隣りの高性能多核種除去設備ですけれども、高性能ALPSにつきましても今現在設置工事を順調に進めておりまして、10月中旬から試験運転を始める予定としております。

その右側ですけれど、海水配管トレンチです。このトレンチの中の汚染水を除去するためにこのトレンチとつながっていますタービン建屋、この接続部分を凍結して氷の壁

を作ろうということをお計画しております。現在このトレンチの断面積でいいますと9割程度が凍っているんですけども、残りを完全に遮断するために氷の壁とタービン建屋との間、隙間のところにコンクリートを流し込んで完全に遮断しようというふうなことをお計画しております。それと併せましてトレンチの中に流動性の高いコンクリートを流し込みながら水を抜くという方法も検討しております。こちらにつきましては近々国の委員会のほうにご審議いただきまして、了解が得られれば本作業を始めたいというふうにお考えております。

その下の4号機の使用済燃料プールですけれども、これは先ほども少し申しましたけれども、天井クレーンの法令点検を行っております。この作業が終わりましたので9月4日から燃料取り出し作業を再開しております。全ての燃料につきましては今年の年内に取り出しを終える予定としております。

その下のタンクエリア、弁周辺からの汚染水滴下ですけれども9月4日、9月9日にタンクエリアにございます別々のバルブから、このタンクの周囲にございます堰の中にそれぞれ約1リットル程度だったんですけども、滴下しているということがございました。こちらにつきましては、バルブを取り替えたり、増し締めしたりというふうな対策をしております復旧しております。

その下の凍土壁ですけれども、現在凍土壁をつくるために凍結管を挿入するための穴を掘る作業、それから冷凍機を設置する作業を進めております。凍結管を設置する穴につきましては約1/3程度が完了しております、冷凍機につきましては半数程度の設置が終わっております。年度内に凍結を始めたいというふうにお考えております。

その左側の3号機の燃料プール内ですけれども、こちらは使用済燃料プールの中の燃料を取り出すために事前にプールの中に既に落ちています瓦礫を撤去するという作業を行っております。この最中に8月29日ですけれども燃料交換機の一部、これをつかんで持ち上げようとしたときにつかみ損ねてプールの中に落下させてしまいました。

あらかじめプールの中の落下させたところには養生材、保護板のようなものを敷いておりますその上に落下したわけなんですけれども、最後に転がって横倒しになったときに養生盤から外れて燃料ラックの上に倒れこんだというような事象がございました。

こちらにつきましては、プールの水を分析しております分析結果から燃料への影響というのは特に認められていないということを確認しております。

その左側です。地下水バイパスですけれども、こちらの地下水バイパスの効果が徐々に現れてきております、流入量、他の対策と併せましてですけれども一日100t～130tくらい流入量が減っているということをお評価しております。他の対策の効果を一日50tというふうにお仮定いたしますと地下水バイパスだけの効果としては一日50t～80t程度、建屋の中に入ってくる地下水の流入量が減少しているというふうにお評価しております。福島第一の状況については以上になります。

それと前回ご質問にございましたフィルタベントの排気の高さの件なんですけれども、前回どういう質問があったかといいますと、リアクタービルの屋上の高さにあります、フィルタベントの排気口から放出した場合と、もっと高いところにあります主排気筒から放出した場合でどの程度拡散具合、汚染の広がり具合が違うのか示してほしいというふうなお話しがございました。柏崎の7号機の場合にはフィルタベントの排気口の高さ

としては地上からだいたい40mくらいです。それから主排気筒はだいたい73mくらいですのでフィルタベントの排気口の高さというのは主排気筒のだいたい半分くらいの高さになっております。一般的にですけれども排気口の高さが高いほど拡散しやすく濃度も薄くなります。一方で拡散範囲が広がりますので、そこから放射性物質を放出した場合には汚染範囲がそれだけ広がってしまいます。指針に基づいて評価しますと排気口の高さが2倍になりますと拡散範囲がだいたい4倍くらいに広がります。つまり、家屋や土壌の汚染エリアがそれだけ広がってしまいますので、復旧までにより多くの期間がかかる可能性がある、こういうデメリットもございます。いずれにしましても、国の委員会で審議を行っているところですのでもう少し議論が煮詰まった段階で整理してわかりやすくご説明したいというふうに考えております。以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。次は規制庁さんお願いいたします。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、規制庁柏崎事務所の内藤です。お手元の資料で表紙として規制庁というかたちで136回定例会資料ということで、クリップを外していただけますと、資料1、2、3ということで3種類用意してございます。

資料1が前回定例会以降の動きですけれども、まず原子力規制委員会、定例会のほうからまいりますと、もうすでに皆さんご存知ですけれども9月10日、九州電力の川内1号、2号炉についての設置変更許可申請についての認可、許可を決定し、許可をしております。

9月17日の定例会ですけれども、5年間の猶予を今おいておりますけれども、特定重大事項対象施設等のガイドについてパブコメ意見を踏まえて制定を行っています。同じ日ですけれども、既に何回も説明してはいますが、技術基準は性能を規定化していますのでどういう設備かというよりはどういう性能を満たしてくださいというかたちになっているんですけれども、その性能を満たす細かい仕様というのは民間規格をエンドースというかたちで取り込んで、これを規格に従っていれば基準を満足していますよということの解釈を示しているんですけれども、その機械学会のものの中で一部誤りがあったということで機械学会のほうで公表しています。その取扱いについて解釈を直すということと試験の方法のところ若干記載が間違っていたんですけど、その部分についてどういうかたちになっていたのかということについて報告を行うということが決定をしています。

次が発電所の竜巻影響評価ガイドの改正ということですが、これは川内のパブコメをやっている中で、技術的な検討については旧JNESの報告書を、JNESが検討してその結果をガイドの中に引っぱっていたんですけど、技術的な検討の中で若干数値が間違っていたというところがあってそれを指摘を受けました。その中身について修正をしてガイドを制定し直すということについて了解を得られています。この間違いについては、保守的というか厳しいほうの評価をするような数値になっていたので安全上の影響はないんですけれども間違いは間違いですということでガイドを直すということが決定されています。

9月24日ですけれども、原子力防災体制の充実・強化のための政令改正というかた

ちで、内閣府に原子力防災の専任の部署を、きちんと人をつけて設けますということ政府として決定されました。それを受けて24日は政令というかたちで、法律は法律があってその下に政令というかたちで政府全体として決めるものと、それに基づいて各省とかがあるんですけれども、各組織がありさらにまた細かいことを決めるという構造になっているんですけれども、政府としてどういうかたちにするのかということについての報告がなされて、これに基づいてその次の金曜日に閣議決定がされたというかたちになっています。

2ページ目の2つ、2番目のところですが、福島第二ですが、福島第二も原子力災害、原災法に基づいた措置というのが炉基法の基づく規制と他に別途かかっていますというのは、あそこも冷却ができないような状況になっていて原災法でいう事象に対象になっておりますので、その関係でどういうかたちで影響があったのかということについて原災法に基づいた措置というのが行われています。その部分について今まで評価というのを東京電力から提出していただいているんですけれども、その実施状況についての立ち入り検査を行なうということで9月25日、26日に立ち入り検査を行っております。

次が25年度放射線管理等報告ということで、被ばく量の話と気体の放出量の話と液体廃棄物の放出量というかたちで発電所から外への影響について年頭で報告を受けていますけれども、それをまとめたものについて事務局から規制委員会に報告がなされています。

10月1日の今日ですが、先ほども説明しましたが先ほどは防災体制の強化の政令のほうだったんですけども、政令が閣議決定をされて政令が決定しましたので、本日それを受けた規制庁としての体制をどうするのかということについての規制庁の規則についての了解が事務局からあげて了承が得られています。その体制としては、2枚めくっていただくと原子力防災体制の充実・強化に伴う組織見直しについて（案）ということで資料1の別添というのがついておりますけれども、この下側にあるのが今までというか今日現在もそうなんですけどもこういう体制で、防災関係の話については規制庁としては放射線防護対策部というのがあって、その人間の一部分が内閣府の原子力災害対策担当室というのがあるんですけれども、そこに併任がかかったかたちで業務を行っていたというのが今の状態になります。それを上側に見直し後の体制というのがありますけれども、この併任関係をまずは解除をして内閣府に政策統括官という、いわゆる通常の役所でいうと局長級のポストになるんですけれどもそれを設けて、その下に審議官をおいて参事官、というのだいたい課長級になりますけれどもここを2つおいて、局長が2つの課があるという実員を貼り付けた体制を確保すると。これによって全体、原子力防災のことについて平時も緊急時もここがヘッドクォーターになって全てを行っていくというかたちの組織変更をかけています。それに伴って今まで放射線防護対策部でやっていたものについては規制庁の中としては長官官房の中に部長を置いて残る課、3つほどありますけれどもそこを下においたかたちで上へ行っていくという組織変更を行うことについて決定がなされています。

次、2ページへ戻っていただいて2つめが災対法、災害対策基本法の改正に伴う原災法の一部改正についてというものですが、これも3枚ほどめくっていただいて、資料1

の別添2というのがついていますが、災害対策基本法を改正をするという方針が今内閣府から示されています。災害対策基本法は内閣府所管の法律ですので、そこでどういう解釈をするのかという検討を進めていますけれども、具体的には最近いろいろ災害が起こっていますけれども、道路に自動車が置きっぱなしになっていて運転手がいなくて車だけおいて避難するというかたちがあるんですけれども、そうすると緊急車両等が通れなくなるというところがありますので、置いてある自家用車等については道路管理者の責任において撤去ができるという、その場合も撤去するにあたって必要最小限の損傷とかはもう止むを得ないというかたちで法律上の担保を行って通行できるようにしようという改正を行うという方針が示されています。それに伴って原災法も災対法の受けているかたちになりますので、原子力災害にあったときについても同じようなかたちで放置自動車というか運転手が避難せざるを得なくて道路上に置いてあった自動車等については、同じように道路管理者が撤去できるという法律の見直しを行うということが内閣府から示されていますので、その内容について本日の委員会に報告がされた、紹介がされたという状況になります。

次が柏崎の保安規定の認可申請ですけど、先ほど東京電力さんから若干説明ございましたが、1号機が30年を迎えますので高経年化の評価に関わる申請が出ています。今東京電力さんから出ている申請は、冷温停止を維持するというところと運転を行うというところの両方の申請がなされているんですけれども、柏崎の1号機については新規制基準の適合申請が出ていない状況にありますので、その基準が適合しているかどうか分からない状況で維持管理ができるのかということについては現状では評価できないということで、方針としては冷温停止の部分、冷温停止をしているところについてきちんと維持管理ができるのかということについての評価を行うという方針が規制委員会で決定をしているという状況です。

あとは、放射線審議会等やっております。あとは3ページの下の方にいきますと柏崎の6、7号炉の審査でございますけれども、ヒアリングは順次進めていっておりますけれども9月30日に142回の会合で確率論的評価の部分の地震の話と津波の話について審査会合を開いております。4ページ目ですけども9月9日でございますが、これも後ろにペーパーは付けておりますがあとでご覧いただきたいとは思いますが、以前の委員会ですけども8月に行われる委員会で事業者と安全文化とかそういうことに関しての意見交換を行うという方針は示されたんですけれども、それに基づいて事務局である規制庁から各事業者に対してこういうかたちで定例ではなくて臨時の委員会というかたちで開催をしてトップの方々からお話しを聞きたいという文章を発出している状況です。まだ具体的な日程については調整中で決まっていない状況にあります。

あとは、9月19日ですけどもこれも新聞報道等に出ておりますけれども、委員のうち島崎委員と大島委員が任期満了で退任されて新しく田中委員と石渡委員が着任をしているという状況にあります。あとは、資料の別添4で後ろに2枚付けておりますけれども、今年度の第2回保安検査を9月1日から9月12日の間にかけて行っております。行った内容というのがここに書いてある(1)から(4)まで大きく分けて5項目になるんですけれどもこれらについて保安検査、抜き打ちも含めて保安検査を行いました。いろいろ書いてございますけれども、今回確認した中においては特に保安規定上抵触す

るのではないかということを検討しなければいけない事象は見つかっていないというふうには我々では考えています。我々の事務所の結果を踏まえた上で今、本庁で他の発電所とか六ヶ所とか加工サイクル施設も含めて全体の取りまとめを行っている状況で、それがまとまり次第委員会にかけて保安検査の結果として違反はあったのか、なかったのかという最終決定を行うというかたちになってまいります。

次が資料2で福島第一関係でございますけれども、9月17日の定例会においていわゆる遮水壁といわれているものがございますけれども、この陸側の部分についての実施計画の認可がされています。

9月24日の定例会ではRO濃縮水のタンクの連結弁にヒビがあったということで報告がありましたのでその内容について報告をしております。原因究明は東京電力さんでしていただいているので、その結果を今後聴取をしていくという状況になっております。

裏面にいきまして本日ですけれども高性能多核種除去設備、高性能ALPSといわれているものですがこちらについて設備、本格運転ではなくて性能を確認するための試運転を行う内容ということについては認可をしたというかたちになっています。

資料3が放射線モニタリング情報ですけれども、最新のデータのあり場所についてはここに記載がありますので、特に大きな変化が出ているという状況ではありませんがご興味のある方はご確認いただければと考えております。規制庁からは以上です。

◎新野議長

資源エネルギー庁さんお願いいたします。

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁事務所の橋場でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の2枚紙に基づきまして前回定例会以降の主な資源エネルギー庁の動きをご説明いたします。

まず1. 原子力・エネルギー政策の見直しということで、エネルギー基本計画が4月にできましてその後、主に原子力と新エネルギー、省エネルギーの小委員会3つをつくりまして具体的なエネルギー基本計画の具体化の検討をしております。

(1) 原子力小委員会でございますが、こちらにつきましては9月16日に第6回目を開催しまして、使用済燃料の処分ですとか核燃料サイクルの問題について議論をしております。特にここでは今後、小売自由化に伴って原発といいますか核燃料サイクルのところをどうしていくかというところの議論がございまして、実施機関の体制の議論と書いておりますけれども、これは主には日本原燃、今民間企業でやっておりますけれども今後国の関与をどうするかというような議論がされてまだ結論は出ておりません。

それから(2) 原子力小委員会の下に新たにワーキンググループを設置しております。内容としては自主的安全性向上ですとか技術、人材育成といったものを検討するワーキンググループでございます。これについては1回目では今後の進め方について話し合っております。

(3) 新エネルギーの小委員会、前回以降2回開催されております。新エネルギー、最近ですと昨日、第4回目が9月30日に開催されております、ここでは本

日の新聞でも載っておりましたが、電力5社が再生可能エネルギーの買取を中断するということを決定しておりました、これに対して今後、今の再生可能エネルギーの固定価格買取制度を今後どうしていくかというところをごさいます、まずはここに書いてございますように系統ワーキンググループというものを設置することが決まっております。系統ワーキンググループではここに書いてありますような今回電力会社が言っております接続可能量の検証ということで実際に今の固定価格買取で認定した再生可能エネルギーの買取についてどのくらいの接続に影響があるかといったところの検証を行っていく予定でございます。

その次の(4)省エネの小委員会ということで、第5回目が本日10月1日に開催して支援策とか検討されております。

それから次のページの(5)電力システム改革関係では、9月18日に制度設計ワーキンググループが開催されております。

それから大きな2.高レベル放射性廃棄物の最終処分の見直し関係ですけれども、これ昨日、最終処分関係閣僚会議が開かれております。ここでは今後の最終高レベルの放射性廃棄物の処分をどうしていくかというところの具体化ということでございまして、ここに書いてございますように、専門的な総合資源エネルギー調査会において専門家の更なる検討を進めると、これはその最終処分候補地の選定ということで国が全面に立って最終処分候補地を決めていくということがエネルギー基本計画でもうたわれておりました、それをどういうふうに進めるかというところを専門家会合で検討することにしております。さらには基本方針の改定と書いてございませけれども、これは法律に基づいて高レベルの放射性廃棄物の処分方法の基本方針は定めておりますけれども、これが現行では平成20年に閣議決定されたものがあって、これを改定して国が率先して処分の候補地を決めていくというようなものを盛り込むようなかたちになると思います。

それから3.福島第一原発の関係ですけれども、(1)廃炉・汚染水現地調整会議、これは毎月定期的で開催しているものでございます。

それから(2)川内村の避難指示区域の解除ということで、9月12日に発表されて本日から解除されておりますけれども、この川内村に一部設定されております避難指示解除準備区域、これが年間の積算線量が20ミリシーベルト以下で日中のみ滞在可能というエリアですけれどもこれが解除されております。それからもうひとつ、さらに川内村に設定されていた居住制限区域が1ランク下の避難指示解除準備区域に見直されております。

(3)これも9月12日ですけれども、国道6号線の開通ということで国道6号線と県道36号線につきましては除染作業とか道路補修作業が完了していることと復興のための重要な幹線道路ということから、9月15日から通行証の所持とか確認はなしで通過できることになっております。

それから4.九州電力の川内原発の関係でございます。(1)にありますように9月12日に原子力防災会議が開催されております。この原子力防災会議は、総理大臣が議長になって原子力基本法に基づいて設置されておるものでございましてここでは、3ページ目にありますように鹿児島県の薩摩川内地域の緊急時原子力防災対

応、避難計画の考え方について報告があつて確認されております。

次の（２）経済産業大臣から鹿児島県知事あて再稼働に向けた政府方針文書の手交ということで、これは予めから鹿児島県知事からの要請がございまして川内原発の再稼働にあたっては政府の責任を明確化した文書を出してほしいという要請があつて、これに応えまして政府が再稼働にあたり責任を持って対処すると記載した文書を資源エネルギー庁長官から鹿児島県知事に手渡しております。

その他でございますが、（１）北海道電力の電気料金値上げの申請についての検討ということで、査定方針が了承されております。

それから（２）これも本日開催されております、電力需給検証小委員会。今年度の夏季の電力需給の検証と今年度の冬季電力需給の見通しについての検討を開始しております。今年度夏季については実績で予備率３％以上が確保された。これは気温も西のほうでは低かったとか、節電が進んでいるということもあると思います。今年度冬季の予備率につきましても３％が確保できる見通しという報告がされております。こちらからは以上です。

◎新野議長

新潟県さんお願いいたします。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

新潟県の原子力安全対策課井内でございます。よろしくお願いいたします。右上、新潟県と入っております資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず安全協定に基づく状況確認ですが、９月１０日柏崎市さん、刈羽村さんと一緒に月例の現場状況確認を実施したところでございます。主な内容といたしましては、津波対策用の排水設備ですとか５号機の屋外トレンチ等の状況の現場確認でございます。

続きまして２番ですが福島原発事故に伴います損害賠償額一部支払いを受けてございます。９月２５日１６８万円ほどですが、内容は給食の食材検査費用の一部ということですが残りの請求額、こちらは引き続き協議をさせていただいております。

３番、その他といたしまして新潟県からの報道発表資料をいくつかまとめて添付をしております。９月３日、１６日、大きな地震ではないんですが柏崎刈羽で地震が発生しております。９月３日は柏崎震度１、刈羽村震度２でした。９月１６日は柏崎刈羽ともに震度２です。こちらのほう異常を確認されていませんということを経営資料でリリースさせていただいたところでございます。

その次の報道資料といたしまして、９月１８日でございます。こちらは損害賠償金の請求ということ、第５回目になります。主な内容といたしましては、放射能の測定経費、放射性物質の検査費用などでございます。その他には県外の避難者の方の高速バスの料金補助金、あるいは工業用水道事業経費といたしまして汚泥の保管費用などにつきまして請求をさせていただいたところでございます。併せて汚泥の関係につきましては、東京電力の責任での引き取りですとか県内の市町村等からの損害賠償請求への誠意のある速やかな対応ということで併せて要請をさせていただいたところでございます。

3番その他の一番下9月25日の損害賠償額一部支払いでございますが、この上の2番、168万円と同じ内容につきまして報道資料させていただいたものでございます。

その他に報道にお配りした資料といたしまして、資料の綴り方がよろしくなくて申し訳ありません。9月25日の県報道資料の次に「平成26年度新潟県原子力防災訓練の概要」として綴られておるかと思いますが、この原子力防災訓練につきましてはこの後お時間を頂戴したところでございます。この原子力防災訓練の2枚のホチキス止めの資料を恐れ入りますが外していただきましてその下の方に、表題が「避難時間推計シミュレーション上の人口、車両台数」とありますが、こちらにつきまして説明をさせていただきます。

これは左上に新潟県報道資料とは入ってはおらないんですが、ホームページに既に公表させていただいたものでして、前回の地域の会の定例会におきましても口頭で簡単にお話しをさせていただいたんですけれども、8月末に避難時間推計シミュレーションというものを新潟県として公表させていただいておるんですけれども。そちらの関係での訂正なんですけれども、何を訂正させていただいたかといいますと、ちょっとわかりにくいかもしれないけれども、1番の人口、車両台数（平日）というところで表が3つありまして①として2つ訂正前、訂正後、②として訂正なしという表がございますけれども、実際この避難時間推計シミュレーションというところで使用いたしました、実際使った数値といいますのは②の5km圏及び30km圏の人口でございますが、こちらは同心円人口ですので原発の中心からコンパスである種機械的に同心円を作って推計した人口ということ、これが避難時間推計シミュレーションを進める上で使っている人口でございますが避難時間推計シミュレーションを公表する際に同心円人口、シミュレーションに使った実際の同心円人口のほかにあくまで参考数値といたしまして、①PAZ及びUPZということでこちら訂正前とありますけれども、シミュレーションには使っていないんですけれども同心円の人口と対比するためのあくまでも参考資料といたしまして、こちらは柏崎市さん、刈羽さんで実際に境界の線引きをしていただいた実際のPAZ圏、さらにはその外側のUPZ圏の具体の人口ということで参考資料を掲載させていただいたんですけれども、そちらのほう申し訳ありません、車両台数のところに誤りがございまして、1ページ目でいいますと上から2つめ、真ん中の表に線を引かせていただいておりますけれども、昼間、夜間それぞれ車両台数が間違っております。同じように中はぐっていただきますと2ページ目、ケースNO. 9。このケースNO. 9は標準ケースを避難時間推計シミュレーションの上で使ってそれに対応させるかたちでいろんなケースを推計試算したんですけれども、ケースNO. 9は休日のケースということで、実際には平日とは何が違うかということなんですけれども、就業者、お仕事に行かれています方ですとか学校に行かれています方が休日ですので減少するんですが、その代わり一時滞在者といいますか、観光客のような数字の増加が見られるということではあるんですけれども、このケースNO. 9につきましてこちらについても車両台数が一部間違っております、さらに5km圏の全体の台数も修正がありました。

次の右側の3ページ目ですけれども、今度はケースNO. 10ということでケース

NO. 10 といいますのは、PAZ の周辺で大規模なイベントが行われた場合ということで試算をさせていただいているんですが、こちら車両台数に誤りがありまして、最後4ページ目になりますけれどもこちらはケース NO. 11 ということでございます。ケース NO. 11、こちらは UPZ 圏内で大規模なイベントがあった場合のケース想定でございますがこちら一部車両台数の誤りがありました。修正発生いたしましたして誠に申し訳ありませんでした。新潟県以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎新野議長

柏崎市さんお願いします。

◎小黒防災・原子力課長（柏崎市）

柏崎市小黒でございます。よろしくお願いいたします。

今ほど新潟県さんからもお話ございました、9月10日に月例の状況確認をさせていただいております。それから先回の定例会においてお話をさせていただきましたけれども、8月の下旬に私どもの広域避難計画の説明会、PAZの7つのコミュニティ地区を回らせていただきました。それぞれの会場での当日のやりとりにつきましてはまとめまして現在ホームページで公表しております。それから今度は UPZ でございますけれども、24コミュニティ地区がございますが今月の4日を皮切りに年内中にすべて説明に参りたいというふうに思っております。以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございます。刈羽村さんお願いします。

◎山崎主任（刈羽村）

刈羽村総務課の山崎です。よろしくお願いいたします。

刈羽村の前回定例会以降の動きにつきましては、安全協定に基づく状況確認を、新潟県並びに柏崎市と実施しております。刈羽村からは以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。ここで質問があればお受けします。はい、武本さん。

◎武本（和）委員

すいません、武本ですが。東京電力、規制庁、新潟県、柏崎市、刈羽村に聞きたいことがあります。それは27日、5日前でしょうか。長野、岐阜県境の御嶽山が噴火しまして今日現在ここへ来るときのニュースでは48人が亡くなった。まだ増えるんだろうと思います。私が言いたいのは、実は御岳の火山、10万年前のものが安田層の東京電力が言うところの白色ガラス質テフラの下から何箇所も確認されているということがですね、1996年の論文に出ています。しかし東京電力は安田層は20万年だというふうに言っています。中身の議論じゃないんです。そういう事実関係に関して国も新潟県も、好き放題のことを勝手にお互いに言わせておくということはまずいんじゃないかと思ひまして、具体的なことは文書にしますけれども答えてもらいたいというのが質問の主旨です。

安田層10万年という論文が出ています。それはどこどこの火山灰で確認されているという中身です。なぜこんなことを今言うかということ、例えば先回私が質問したことに対する今回の東京電力の回答の中に、どこを調べたのかということ

箇所を聞いてもですね、これはもう20年も前から東京電力が言っている、ここを調べましたということ特定してくださいということ言っても答えてくれないんですね。ですから、行政としてこういう関係は整理しなければならないと思いで文書で質問しますので答えてもらいたい。御岳の10万年前の火山が安田層の東京電力がいうところの20万年前の火山灰の下から何箇所も確認されていますということ言いたいと思います。以上です。

◎新野議長

はい、他にいますか。内藤さん、はい。

◎内藤委員

規制庁の人に質問です。先ほど原子力防災体制の充実に伴う組織見直しの資料1の別添1をもらったんですけど、下の現在の体制で放射線防護対策部をなくすというか変えて、長官官房というところにつけるといことなんですけど、これでその今働いている人の人数とかはそのままそちらへ横滑りでいくのか、それとも長官官房がその仕事も片手間にやるみたいな感じになるのかそのへんはどうでしょうか。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

人数が、内閣府にということでしょうか。今防災をやっている、防災の部分も関係してやっていて併任にかかっているのが放射線対策部なんですけれども、防災の部分とそれ以外の原子力防災のトラブル対応とかそういった業務も行っていきます。その人間の中の防災に関係する人間については内閣府のように単純に移管というか完全に人が行くかたちになります。原子力防災とか放射線の監視とか保証措置とかPPとかいうこともありますけれども、そこについては部というかたちではなくて、長官官房の一組織というかたちで今までどおり規制庁の中で業務を行うというものです。

◎内藤委員

全体として人数は変わらないと考えていいんですか。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁としては内閣府に人が行くのでその分は減員になります。

◎新野議長

よろしいですか。じゃあ前田さん、高橋さんでいいですか。ああ、すいません。東京電力さんお願いします。

◎武田土木建築担当（東京電力）

よろしいでしょうか。ひとつ前の武本さんにいただいた質問で、御嶽山からきた火山灰が95年、96年の論文に出ているという件ですが、当然その論文は私どもも把握してしまして、それが御嶽山からきた、具体的にいうと御岳第1とか名前がついているものがあるんですけども対比できる、できないという確認をした上でのご説明もかつてさせていただいたりしていますので、必要があれば改めてご説明させていただきたいと思ひますし、またテフラの確認した場所について問い合わせいただいた点について別の場で問い合わせいただいたこともありますので別途資料をまとめて説明する用意を進めています。決してほったらかしになっていませんが、お待たせしてすみません。基本的にいただいたことに対してはきちっとご説明する

考えでありますので、多少時間を要するかも知れませんがご理解をお願いします。

◎新野議長

ありがとうございます。じゃあ前田さん。

◎前田委員

私は難しいことはわからないので、最近の報道の話を知りたいんですが、規制庁さんにお聞きしたいんですが。私は個人的には安全さえ確保できれば速やかにですね、再稼働を望んでいる人間なんですけれども。九州の川内原発の認可ですかね、設置変更許可というのが出て、途端にマスコミさんから国の審査は終わったんだと、地元の下駄が預けられたみたいな論調が出たんですけど、私がこの場でお聞きするとまったく先の見通しはないようなお話しをお聞きしていたものだから意外に思ったんですが、この真意をお聞きしたいというのと、最近2、3日前の報道でも柏崎の状況を報道されていたんですが全く俎上にもあがっていないと、書類は出たけれどもあがっていないのでさっぱり先の見込みはないんだというような報道がされているというふうに、まあ要約するとですね私受けたんですけど柏崎の状況はどうなのか、その2点教えていただけませんかでしょうか。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、規制庁内藤です。まず川内の状況ですけども、原子炉等規制法という法律に基づいてやっているんですけども、ここで基準に適合しているということを確認するために書類上の審査というのが3つあります。ひとつが一番最初に今回許可を出していますけれども設置変更許可、新しく造るときは設置許可といいますけれども変える場合というのは設置変更許可というかたちのものです。これはあくまでも基本設計方針であるというかたちでどういう設備をもってどういう性能を持つことによって事故が起こったときに対処できるのかと、あとは事故を起こさないようにできるのかということについての基本設計を見るものになります。ここの部分については、今回許可を下ろしたというかたちで設計の考え方としては許可が下りたというものになります。

次に、手続きとしてあるのが工事計画認可というものがあります。これは、設置許可の中でこういう方針でものを造りますということについてお約束いただいているんですけども、それを具体的にどういう仕様、例えばポンプであればどのくらいの容量を出します、注入できるようなポンプを付けますというのは設置許可の中で言っていますけれども、じゃあそのポンプは実際には機械的にいうと揚程とか高さとか吸い込みの圧とか突出、ポンプのところを外に押し出す力とかで、あとは高さがどれくらいで配管がどのくらい長いのかということではいろいろ性能が変わってくるんですけども、そういう配管も含めたかたちでどういうかたちでやるので基本設計で約束したものが担保とれるかたちの具体的な設計ですというものと、あとはそれぞれ設置許可の中でこういう地震動に耐えられるように設計をしますというかたちでSSと書いていますけど、それ決めた上でこれに耐えられるようにしますというお約束はいただいているんですけども、そういう性能を満たすかたちでしかも耐震上の構造強度というところも見なきゃいけないので、それでそういうかたちを計算した結果としてどういうものをどこに設置をしますということについて計

画を出していただくんですけれども、そういうかたちの認可をしていくんですけれども、それはまだ出ていないとか出てはいますけれども、昨日かな、補正も一部、1号機の一部だけ出ていますけれどもまだ大部分の補正は出ていないという状況になっています。ここまでがハード側の話で、そのほかに保安規定というのがあるんですけれどもそこで運用、その設備をどういう運用をするから設備をきちんと動かして事故に至らないとか事故が起こったときに対応できますかということについて記載をしていくものなんですけれども、それについてもまだ補正が出ていないとかたちになっていて、書類上の審査でもまだ途中段階という状況にあります。

今回3つ一緒に出していただいて、全部設置変更許可の審査の中で工事計画の考え方とか、保安規定というか運用の考え方についても一緒に説明は受けていますけれども考え方ということについては理解をしている状況ですけれども、じゃあそれを具体的にどうやって書き込んだかたちで考え方を担保しているのかということについてはこれからの審査になります。そしてそれらが終わった段階で今度は検査もありますので、検査については工事計画認可が出てこないと具体的な設備仕様がわかりませんので、どこをどういうかたちで検査をするのかということもまだ具体的には決まっていないという状況にあります。

ですので国の手続きとしてはまず第一段階の大きな方針ということについては許可を下ろしましたけれども、それを具体仕様化していくところについてはまだ手続きを行っている最中というところがございます。

柏崎のお話しがありましたけれども柏崎のものについては、以前もありましたけれども、大きな論点でいくつかのものを地べたの話も含めて初回の審査会合の中で示させていただいております。それについてある程度事前のヒアリングとっておきますけれどもその中で整理をした上で論点を詰めた上で審査ができるようになったもの、項目から審査会合というかたちで論点を示して考え方の整理を行っておりますけれども、まだPRAの一部がやっているという状況であってまだまだ先が長いというのが現状かというふうに思っております。

◎前田委員

私はわからないで新聞報道だけ見ていたので地元で下駄が預けられたとかそういう段階にはまだ至っていない、川内においても。柏崎の場合も全く先は見通せないというのが手続き上の今の現状ですよね。たぶん。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁の立場からするとあくまでも炉基法に基づいて基準でやる話なので、炉規法の手続きというかたちではあくまでもまだ途中というかたちではあります。地元で下駄を預けたかどうかという話しは再稼働の了解をどうするのかという話しになってきますけれども、その部分につきましては規制庁は関与していないかたちでエネ庁を中心になってどういうかたちで地元合意を含めたかたちで進めていくのかということについて検討を進めているということだと思っています。

◎新野議長

はい、高橋さんお願いします。

◎高橋（優）委員

高橋といいます。私は先回の135回の定例会のときに議題に沿うかたちでの発言をしたつもりなんですが、そのときに何を私が言ったかと言いますと、今からもう2ヶ月近くなる前のニュースウェブで3号機では、当時福島の話しですけれども3号機ではこれまでの推定より早く燃料が溶け落ちて尚且つ一部分でなく大部分が格納容器に溶け落ちたことがわかったということが記者会見で発表されていました。その後今日、このA3版の図を見て私はまた驚くんですけれどもそのことについて重ねていうつもりはないんですけれども、ただこれは3号機はすでに一番、廃炉・汚染水対策チーム会合事務局会議というのがつくったこの資料を見ると、一番早く廃炉の予定が15年から開始されると書いてあるんですが、そういうことが事実なのか、事実でないのか私は公知の事実として私は、私どもは言ったつもりでそのことは議事録にも載っているはずなんですが、しかも今日もこれが同じのが出ているということは一体どういうことなのか、社内で事故の、ここは誰もが入って見ることができない場所なんだろうと思いますけれども私たちはそれさえもできなくて、もちろん発表、ニュースだとかそういうこと、発表されたものでしか検証できませんけれども、でも看過できないものとして私はこれは発言したつもりなんですが。一体全体3号機はこの図面のおり一部しか落ちていないように書いてありますけれどもほとんど大部分が落ちているのか落ちていないのか、これだけでも答えただけませんか。東京電力さん。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力）

東京電力の佐藤でございます。この3号機につきましてはこの前プレス発表させていただきましたように、当初の想定よりも多くの炉内の燃料が格納容器に溶け落ちているであろうと、こういうことでございます。この絵につきましては、あくまでもイメージといいますか、この面積をもってこの量だけがここにあるというふうなことを言い表しているわけではございません。それと1、2枚目でございます、3号機の2015年度の燃料取り出し開始というところ、これ一番早いというお話ですけれどもこれもあくまでも予定ではありますけれども、今このようなことを目指して取り出し作業の準備を進めているというところでございます。

◎高橋（優）委員

この図面というのはそんないい加減なものを出しているわけではないでしょう。少なくとも概略だとはいえ、ほとんど溶け落ちているものに対して一部しか落ちていないように描くというのはいかにも事故の、この落ちるということはすごいことだと思うんですよ。世界で一番危険な館だと言われているこの福島第一がこんな確かにわかりづらい図面かもわかりませんが、もっとたくさん落ちているんだということがわかるようにしたらどういうもんなんですか。これはあくまでも中に入ることができないから解析結果という話しでしたけれどもちょっと事実と違うんじゃないですか。

◎新野議長

今の回答じゃなくてもよろしいですか。

◎高橋（優）委員

重要なことだと私は思っています。

◎新野議長

はい。またご検討いただいて。

◎千原委員

ちょっと区切ったらいいんじゃないですか。

◎新野議長

区切るというか、この回答はまたいただいてよろしいですか。今じゃなくていいというふうに委員も言ってますので。はい。

◎伊藤立地地域部長（東京電力）

ちょっと図面の関係が私どもの解析で調べた結果との整合性のお話しだと思ってございます。社内で作った資料でございますので今いただいたご意見を含めて検討したいと思います。

◎高橋（優）委員

1ヶ月前に私は言っているんですよ。

◎伊藤立地地域部長（東京電力）

はい、そういう意味では前回のことも承知してございますので図面の作成の仕方も含めまして。

◎高橋（優）委員

事実をおしえてくださいよ。

◎伊藤立地地域部長（東京電力）

はい、事実も確認してですね。ただ、今解析も全部確認できたということではございませんので、そこでこの入れ方についてはどこまで適切なのかということとはございますけれども、ただし私どもが発表した内容でございますので図面の表し方も含めて検討させていただきます。

◎新野議長

はい、よろしく申し上げます。はい。徳永さん。

◎徳永委員

徳永です。同じくF1のことは佐藤さんですかね。先ほど説明いただいた、このことを教えてください。裏面の汚染水の処理のALPSのことですが、去年お邪魔した時に確か1系統運転して、2系統はトラブルがあってという話だったか3系統ともそうだったか、ちょっと忘れてしまいましたけど数字のことはともかくとしてイメージとして間違ったら教えてほしいんですけど、ここの左上に3系統増設したというふうに書いてあります。ということは、あれが見せていただいたのが動いてこれが3系統ですから6系統、しかもその右に高性能とあります。ここでは形容詞で大幅に減らすと書いてあります。先ほどの規制庁の資料によれば1%で500tというふうに書いてありました。そうするとイメージでは1日目によく発表がある地下水が約400t。6つの系統と高性能のができて、私のイメージからすると流れ入る地下水を大幅に上回る処理量に思います。気になるのが見せていただいた時におびたしいタンク群がありますからあれの処理も大変だなあと思ったんですが、こうなってくるとイメージ的には全部がうまく稼働した場合ですよ、イメージ的には溜まっているタンクの処理もやってどんどんどんどん前に進むといいますかね、汚

染水の処理がはかどるといふふうに考えてよろしいですか。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力）

東京電力の佐藤でございます。イメージ的には今おっしゃられたとおりでございます。今タンクに溜まっている汚染水を今のALPSと増設ALPS、これ2つ合わせて6系統になります。これと高性能ALPS、3番目のALPSです。これは1系統ですけれども3つ合わせて一日に2,000tを処理する能力がございますのでこれをフルに活用しましてタンクに溜まっている汚染水をだんだん量を減らしていくと、汚染水をきれいにしていくというようなことを目指しております。

◎徳永委員

わかりました。ぜひうまくいくことを願っております。以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。じゃあこれで前回からの動きはよろしいでしょうか。

トイレタイムをここで取らせていただいて、次に移らせていただきたいんですが、委員が戻り次第再開させていただきますのでお願いいたします。

（休憩）

◎新野議長

少し時間がおしていますので、竹内さん間もなく戻られるでしょう。（3）ですね。

原子力防災訓練の概要について県からご説明をいただきますのでお願いいたします。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

それでは、先ほど定例会の動きの中に一緒に入っておりました資料でございます。

「平成26年度新潟県原子力防災訓練の概要」ということで、ホチキスで綴じられています、この2枚の資料で説明をさせていただきます。

まず少し基本的なことになるんですが、恐れ入ります1枚めくっていただきまして、この防災訓練、県の地域防災計画ではどんなふうに考えているのかということと少し県の防災計画、原子力編の中から抜粋したものを資料としてあります。

県の防災計画、原子力編の中では第2章の第9節というところに原子力防災訓練計画というものがございまして、真ん中より下のほうに（1）から（3）までありますけれども、県の原子力防災計画上、何を狙っているといえますか、どんなことをポイントに考えているかということとございまして、少し棒読みをさせていただきますと（1）の少し上、3行目あたりから、「なお、訓練の実施にあたっては以下のような観点について十分考慮するほか、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練や訓練開始時間を知らせずに行う等の工夫を施し、より実践的なものとなるよう努める。」ということとこの3行は、平成24年の8月に原子力防災計画を見直した際に福島事故を踏まえて挿入をさせていただいた文言、文章でございます。その下の方に（1）から（3）までポイントといえますか、観点ということと入れさせていただきますが、（1）自然条件等です。これは主には複合災害をきちんと想定しましょうということと書いてございまして、（2）の通信状況ですけれども、こちらは福島の実態とかを踏まえまして、例えば情報伝達手段を複数化、多ルート化、努めましょうとか被災現場の伝送映像、今そういうシステムもございまして、そういうふうな仕組みも使った中で通信状況を確保しましょうとい

うことでしたり、(3)といたしまして、避難・屋内退避対応とございますがこちらは、これも言わずもがなでございますが、重点区域から、重点区域といえますのはPAZ、UPZ、概ね30km圏内ということですのでけれども概ね30km圏内から30kmの外の広域避難ということへの訓練での対応をきちんとやりましょうということ、さらには避難準備区域UPZの屋内退避、これは原子力災害対策特別措置法の第15条事象でPAZ、即時避難区域の方はすぐに逃げるということになるんですけれども、そのタイミングではUPZの方は屋内退避、まずは屋内退避に努めていただくことになるということを改めてここでも訓練計画の中でも位置付けをさせていただいたところでございます。

その裏側、2ページ目はこれは抜粋なんですけれども、原子力防災計画、地域防災計画の原子力編の中でどんな訓練項目を考えているのかということでしたり、下の実線のこの囲み、これはあくまで国の中央防災会議で作られています防災基本計画のところですのでけれども、防災基本計画でも訓練、実は防災基本計画上はたくさん訓練、訓練という字、文言出てくるんですけれども、私が調べる中でこちらが代表的なのかなと思うところを少し抜書きさせていただいたものでございますので、これなども参考にさせていただければと思っております。

ではすみません、少し前置きをさせていただきましたが、1枚目に戻っていただきまして、平成26年度の新潟県原子力防災訓練の概要というほうで説明をさせていただきます。

こちらは今私が少し話しをさせていただいた県の地域防災計画に基づきまして、関係機関から住民の方への確実な情報伝達ですとか、災害対策本部での情報収集ですとか、状況の判断から意思決定につながるまでの手順の確認などに主眼を置いた原子力防災訓練を実施するという、これが平成26年度におきましては、11月11日の火曜日の平日の日中に想定をさせていただきます。災害想定につきましては、平成19年中越沖地震と同程度の地震規模から原子力事故が進展するという複合災害での想定を考えております。会場につきましては、県庁の他に地元の市村、そして受け入れを、これは30kmの外になりますけれども避難施設ということで用意をしようと考えておりますし、その他にはいわゆるオフサイトセンターでも訓練実施ということで考えてございます。

4番目に主な訓練項目ということで、箇条書きで九つほど挙げさせていただいております。こちら詳細は恐れ入ります、調整中ということでまだ一部案段階のものでございますのでご了承ください。

まず(1)の緊急時通信連絡訓練でございますが、こちらは異常事象、異常事態等の通報ですとかあるいは関係機関の間での通信連絡、さらにはその受信状況の確認、そして、県と市村等との間でのテレビ会議の実施などを想定してございます。

(2)災害対策本部等設置・運営訓練とございますが、こちらは原子力災害対策本部、地元柏崎でも現地本部というものもあります、この現地本部も含めまして災害対策本部を設置しまして、運営さらには各種対策の検討を行うという訓練でございます。

(3)緊急時モニタリング訓練ですが、これは緊急時のモニタリングの実施をい

たしまして、その結果を速やかに解析をしながら評価に結びつけるという訓練でございます。

(4) では住民の皆様への広報訓練といたしまして、これもいろんな広報伝達手段ありますけれども、今最終調整しているところでございますが、例えば防災行政無線ですとか、広報車、各種ラジオ、あるいは防災ツイッターですとか、緊急速報メール、このようなもので住民の方ですとか、一時的に滞在する方への情報伝達の訓練を行うと考えております。

(5) 住民避難、屋内退避（誘導）訓練とございますが、これは避難ですとか屋内退避、関係機関との連携によって避難誘導、さらには避難経由所の開設、避難経由所の運営といったものを想定してございます。

(6) 災害時、要支援者の方の防護対策訓練とございます。現在検討しているところではございますが、放射線防護対策施設における屋内退避を円滑にできないかというところで施設選定など調整を図っているところでございます。

続きまして(7) 緊急被ばく医療訓練といたしまして、避難者の方へのスクリーニングなどの訓練を検討しているところでございます。

続きまして(8) 警戒警備・交通規制訓練とございますが、県警との連携協力によりまして、交通誘導、交通規制などの訓練を考えているところでございます。

(9) 自衛隊の緊急派遣訓練とございます。隊員の方を派遣いただいて、避難住民の方の避難活動、避難行動の支援などを今考えているところでございます。

最後、このペーパーの一番下に（注）ということで注釈を付けさせていただいているところですが、これは全てということは正直、住民の皆さんとか防災関係機関の皆さん等の関係ありますので現実的には無理なんですけれども、できる限りこの訓練を行うにあたっていわゆるシナリオを制限できないかということでブラインド型の訓練を考えておるところでございます。特に行政が主体的に訓練を進めるような災害対策本部の中ではそこに参加するものが収集した情報ですとか、与えられた状況などに基づきながら、その場でといいますかシナリオなしで資料を作ったり会議を運営したり、対策、どんなふうに進めるかという意思決定を行うようなブラインド型の訓練を今考えているところでございます。

以上、簡潔でございますが、この資料等私の説明を含めてご審議いただければと思いますのでよろしくお願いたします。

◎新野議長

はい、ありがとうございます。福島以後ずいぶん新しいかたちの訓練を模索されているように聞こえましたけれど、何か住民側からこうしてほしいというのはちょっと難しいと思いますので、ご質問とかがあれば、はい、お願いします。

◎高橋（武）委員

はい、高橋です。よろしくお願いたします。2点ばかり聞かせてください。まず1点目です。この訓練項目の中にヨウ素剤の件が出ておりません。新潟県さんはいろいろ春に問題があったと思いますので、この件について決まっていらないからやらないのか、そういうことは先延ばししているのか、まだどういう状況になっているのか、訓練の中でやらなくても私はいいんですが、今回はやらないのかやるのか、と

いうのが1点です。

2点目はブラインド訓練ということですが、この訓練自体はどういうふうに行われるのか興味津々なんです、私たち住民だけが知らないブラインド訓練なんですよかというところが質問なんです。よくそういうふうになりがちで逆に行政の人たちは皆さん全部シナリオを知っているというようなことじゃないのかそのへんが知りたいんです。逆にですね、知りたいのが新潟県知事さんがこの訓練に参加するのか、意思決定はすべては誰なのかというのが知りたいんです。そこが本当の訓練が逆に行政さんは全部皆さんがシナリオを持って、特に県知事、県さんがやるわけですから、たぶん皆さんが知っている内容で訓練するというのは、わかんないですよ、それがどこまでわかんないから質問するんですが、私ども実は建設業を営んでおりまして、違う災害訓練では発注者さんが試すような訓練もやっているというのは土木事務所さん、維持管理課とかよくやっているというのは聞いております。この原子力安全対策課さんはどういうふうにするのか、2点の質問なんです。よろしくおねがいします。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

2点ほどご質問いただきました。ありがとうございます。まずその1点目、安定ヨウ素剤の件でございます。安定ヨウ素剤の件につきましては確か前回の平成25年3月の原子力防災訓練におきましては安定ヨウ素剤は、無論、訓練項目には入っておりまして搬送訓練のようなことをやらさせていただいたと記憶してございます。今の特にそのPAZの中における安定ヨウ素剤の状況ですけれども、事前配布しなければならないということは、私がいうまでもなく既に決まっていることとございます。ただ一方、誠に申し訳ないんですが手続きといいますか、手順といいますか、きちんとまだ皆様方にお示しできなくて誠に申し訳ないんですが、今の状況で事前配布、PAZについてはこれは決まった方針ということでございますので、この前提の中で果たして前回と同じ搬送訓練でいいのかどうかというのは、非常に難しいものが、私個人的な感覚でも疑問はありますし、今福祉保健部と防災局も相談を受けながら前回の搬送訓練のようなかたちではなくて、できるだけ違うような形式で安定ヨウ素剤の訓練をできないかということで検討を進めておるところでございますので、まだ住民の方にきちんとお伝えできる段階ではないんですが、はい。安定ヨウ素剤についても何らかのかたちで訓練させていただく予定でございますのでよろしくお願いたします。

2点目でございますが、ブラインド型の訓練についてのご質問でございます。こちらは全くご指摘の通りです。住民の方だけがわからなくて、行政の人間がみんなシナリオ持っているというのは本末転倒でございますし、今考えていますのは、例えば従来型、特に3.11前だとすると例えばですけど、県と市町村との間でシナリオをともに持っていて、じゃあ何時何分にいわゆる原災法10条事象いきますね、じゃあ5分後に避難指示の連絡いきますね、じゃあFAX届きますから待っていてくださいね、というのが時系列で時間軸とともに資料が送られていて、一方でそれに伴う災害対策本部のようなもの、ある程度こう決められたシナリオといいますか、それを発言をするという形式が多かったんですけども。

今やろうとしていますのは、行政の間はもう少なくともできるだけシナリオをなくしてできないかということ。例えばすみませんその、午前中に10条事象が出るよ、くらいというのは連絡すべきかと思うんですけども、じゃあそれがいつ来てその連絡を受けて、じゃあ何をすればいいのかということではできるだけその場で考えていかないとたぶんそれは全部シナリオにのっとしてやるというのは訓練のための訓練でしかなくなりますので、万万が一のときの対応という意味ではそれは片手落ちになるというのが見えていますんで、逆にその住民の皆さんにじゃあ何時に連絡行くかわからないけど半日待っていてねとか、一日待っていてねというのはそれはかえって訓練のためのといいますか、皆さんに迷惑をかける訓練になりかねないので、逆に行政同士よりも住民の方にはある程度の時間的なものはかえって与えるべき、こういうタイムスケジュールで考えていますよというのはお示ししていかなければダメなのかなと今思いながら調整しているところでございますのでよろしくお願いいたします。

◎新野議長

はい、佐藤さん。

◎佐藤委員

佐藤です。11月11日というあと1ヶ月と10日しかないんです。それで、まだこれから検討しなきゃならないことがあるというのは非常に、私は問題だと思うんです。それは行政の中だけでそういうふうに行われているんらしいですが、ここに主な訓練項目となっているところで、要支援者の防護対策の訓練とか住民避難とかというのはですね、これが目的でいわゆる防災訓練をやるわけだ。ということは、要するに主体は住民なんだからそれをどこでどういうふうにするのかというふうに考えていた場合には、それは確かに行政の中ではそれは目隠ししてやったっていいと思いますけれども、もう少し住民にはきちんとした準備体制を整えるためにきちんとしたものを提示していただきたいというのがひとつと。

もうひとつの考え方はですね、例えば柏崎市で5km圏という7コミュニティ地域があるというふうに言われています。そうすると例えば毎年1箇所ずつ指定されるとすると7年間かけないとひと回りしないわけです。まあ例えば毎年やってもですよ、7年かかるわけ。そうするとそれが隔年だとすると14年かかるわけ。福島以後、住民の皆さんもそれなりに防災というのはきちんと気合を入れてやらなきゃダメなんだというふうに認識しているとしたら、やっぱりきちんとしたシナリオをつくってそれで避難するというのだったら車に乗って避難するというだけでなく、例えばの話、持ち物をどれだけのものを用意して持って逃げるかということまで、やっぱりちゃんとするようなことを準備してやらないとそれはほんの訓練のための訓練にしかならないわけです。ですからそういうものをちゃんと整えたいので一緒にやりましょうということをやったうえでちゃんとやるようにしてもらおう。そうしなきゃ福島の経験からいって、一日も経てば戻って来れるんだらうからと着の身着のまま避難したというのがあつたわけだから、その反省くらいはちゃんとしなければならぬだろうと思うんです。そういうものをもっと細かくちゃんと対応とってもらわないとまずいんじゃないかというふうに思いますし、それには

きちんとしたシナリオを作って発表して尚且つ気合を入れてやりましょうということにしてもらいたいと思うんです。とりあえず以上です。

◎新野議長

はい。

◎桑原委員

桑原です。今の佐藤さんの意見とちょっと重複するんですが、要支援者の防護対策訓練という項目があるんですが、我々町内の自主防災会とすると行き着くところの一番難しい問題というのはこの要支援者の対策なんですね。それとやはり個人の家庭におられる要支援者と施設に入っておられる支援者がいると思うんですが、そのへんは県は別々に対策を考えているのか、それともそういうことじゃなくて住民全部でどうしようというようなかたちなのかということ、まだ決まってないかもわかりませんがちょっと教えていただきたいのと、それからもうひとつ、住民に対する広報訓練というのが先ほど県の方の説明がありましたけれども防災無線とかメールとかコミセン等のホットラインとか、いろいろあると思うんですが、防災無線で全町内に放送するというのが一番すぐ緊急に知らせる方法だと思うんですが、例えば複合災害になった場合、予定したものが全然だめだということだって訓練の時、この前もあったわけですから、実際になればそれはどういうふうになるかわからない、その中ではいろんな手立てを考えておかなければいけない。じゃあこれがダメだったら次はこれとかということの予定があるのかどうか、そのへんもちょっとお聞きしたいんですが。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

はい、ありがとうございます。まず、要支援者の対策ということでございます。こちらはご指摘のとおりです、福祉施設等に入所されている方と例えば在宅福祉というんでしょうか、ご高齢の方とかグループینگがされているというのは我々も承知しているんですけど、実はこれ昨日所管の福祉保健部ともまさしく我々議論してきたばかりなんですけれども、要支援者の中の現在福祉施設に入所されているような方については、県の福祉保健部が主体になりまして県の社会福祉協議会などの力も借りながら、年内を目途にマッチング、マッチングといいますのは、例えば原子力安全対策課も柏崎市の方をじゃあ村上市にご避難していただけないかという方でちょっと仲介、調整を図らせていただいたりしましたけれども、福祉施設の入所者のマッチングを年内を目途にできないかということで福祉保健部も進めようということをお話をしていましたので、福祉施設の入所者はそういうかたちに進んでいくと考えております。ただ福祉保健部と議論している中で、やはり在宅のなかなか大変な方たちはちょっとまた違う考え方が必要だねということで福祉保健部からも言われております。その在宅の方たちは特にその市町村さんのほうで災害時の要援護者プランなんてのも策定されていて、特にこの柏崎市さんなんかは非常に進んでいまして、お一人お一人の災害時要援護者、要援護者というのは古い言い方で、今は「要支援者」というんですけれども、そのお一人お一人の支援計画をすでにお持ちだと聞いていますので、今度、施設間のマッチングは社会福祉協議会と連携しながらなんですけれども、在宅の個人の方のそういう、いかにどうすべきかという

のは県と市町村とで別途調整を進めていかなきゃだめだということで昨日ちょうど話し合いができたところですので、これはまたそれぞれ違った考え方で進めていこうと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

もうひとつの防災無線のほうは、前回訓練の反省点ということで私も認識しておりますし、前回いただいた訓練結果のアンケートなどですとエリアメールなどなかなか有効だったよというようなアンケート結果も頂戴しておりますので、あまりこう防災無線とか数を限定して考えるのではなくてできるだけ柔軟にいろんな、特にこの新しいツールもあろうかと思ひますので考えていきながら訓練に臨みたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

◎新野議長

この後回答をいただくとなるともう時間がこうですのでひと言ずつ何か意見があれば、こういう意見だということでお伝えをしてあちらでこうやっていただいたほうがたくさんの意見が伝わると思ひますね、もう時間がないので。ひと言ずつもしありましたら。はい。

◎武本（和）委員

初めてといいましようか、火曜日。こうなるとですね、勤めている人が休んで訓練に参加するなんていうのはできないと思ひますね。そういう意味で、それと話しを聞いていて PAZ に2万人を超える人がいて、その避難の訓練と屋内退避は UPZ の30km圏の話になると思ひますが、行った先で弁当だとか予算を伴うのでどれくらいの密度でといいましようか、対象者に対する参加者の数はどれくらいを考えているんですか。考えれば考えるほど大変だというのはわかるんですが、そこらがいざ本番の時の訓練になっているかみたいなことでいずれ教えてもらいたいと思ひます。

◎内藤委員

3年前の話で質問というか意見なんですけど、2011年の3月16日にアメリカの原子力規制庁が福島原発から80kmの中に住んでいるアメリカの人にあてて、すぐ避難してくださいというように勧告して、韓国やオーストラリア、ニュージーランドも翌日の3月17日に同じように勧告したんですけども、同じ日にアメリカの大使館が声明を出して、天候や風向きやいろんな気象条件によって、低レベル放射性物質は80km以上飛散する可能性があるというふうな会見をしたんです。これについて、ツネイシケイイチ教授が解析をして1979年に起きたスリーマイル島の原発事故の経験値で80kmというのを引き出したというふうに新潟の新聞に書いているんですけども、3月18日に。今5km、30kmと、まあ訓練だからいいんですけど、その数字だけがどんどん進んでいって31kmに逃げれば安全とかいうので、みんなそのへん思い込んで再稼働賛成みたいになると困るなと思ひて。

◎新野議長

他によろしいですか。はい。浅賀さん。

◎浅賀委員

浅賀です。今ちょっと私の感覚だとこのブラインド訓練というのが見えてこない

というか、そういう状況であって、訓練ですよという広報の仕方をなさるんでしょうけれども知らされていない人たちがどういう関わり方をするのかなというのがちょっと不安な要因となります。1ヶ月しかないのに誰も知らされてなくて、住民がどういう参加の仕方をするのかなというのが不安なんですけれども、それでいてこの項目がちゃんといくつも挙がっていて行政がどの程度わかっている、住民はどのような訓練の参加の仕方をするのか、見えていないんですけれども、それはどういうふうにお知らせくださるんでしょうか。

◎新野議長

他にはよろしいですか。はい。

◎高桑委員

高桑です。今、浅賀さんもおっしゃいましたけれどもこれを見ていると、前にやった、この間やった訓練とどこが違うんだろうと。ブラインド訓練といっているけれども何がどうなんだろうと、まったくわからない。最初の主眼を置いた訓練を実施するという主眼が情報伝達とか情報収集とか意思決定手段の確認とに主眼を置いた訓練を実施するといいますけれども、住んでいる住民からしてみたらもう柏崎市も刈羽村も避難計画が具体的に出されたりしている中で何なのだろうかと、もっと住民がきちんとどう取り組んでどう参加していくかというね、そのへんが本当に具体的に成されるような訓練でなければ何なんだろうと。うまく言い表せませんが、この訓練は何なんだと、何のための訓練なんだとあまり意味がない訓練じゃないかというふうにししか思えませんね。先ほど佐藤さんから、あるいは高橋さんからヨウ素剤のことなんかも出ていますが、住民にとって心配な点の解決が何にも見えてこないような訓練ではないかと。

繰り返しますがこの間やった訓練とどこが違うのか、ブラインド訓練というけどどこがどうなのと、住民が本当にその訓練をして、住民にとって意味があるような訓練になっているのか、そこは非常に大きな疑問です。この訓練は本当に意味があるのでしょうか。

◎新野議長

では、あとはよろしいでしょうか。じゃあちょうど時間ですのでこのへんで。今の回答を求めるものもあって後からまたいただければと思うんですが、先ほども高橋委員が回答を求めていますし、でも私たちは回答を求めたところで権限がないので、委員とオブザーバーは私は日頃から今の現状では対等だと思っていますので、いいキャッチボールができるといいなと思っています。委員さんの中にはやはりいろいろの思いがあってこうしてほしいという要望も強い要望もお持ちの方もいろいろおありなんですけど、あくまでも私たちには権限がないので、それを踏まえた表現を使っていただくとより伝わりやすいのではないかと思いますので、また今後もいろいろ研究をして発言をして、できるだけ自分の気持ちをオブザーバーに伝えられるようにしていただければなあとと思います。その中でまたキャッチボールの関連でまたオブザーバーの側のお答えをいただければと思いますので、無理のない回答をぜひお願いいたします。今日はありがとうございました。

◎事務局

報道関係で後から入ってこられた方がおられますので、レコーダーの忘れ物がありましたので、もし自分であったらお申し出をお願いしたいと思います。

長時間にわたりありがとうございました。次回の定例会であります、11月5日（水）であります。午後6時半から開催いたします。会場が駅前のアルフォーレマルチホールになりますのでよろしくをお願いいたします。開場であります。午後6時からとなります。

それから運営委員会は10月15日（水）であります。午後6時半から確定しましたのでお集まり願いたいと思っております。

以上で第136回定例会を終了いたします。大変お疲れ様でございました。